

高知県の防災の取り組みについて

令和8年4月

高知県長寿社会課

1. 高知県社会福祉施設防災対策指針について
防災対策マニュアルの活用
2. 災害時情報共有システムについて
3. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
及び避難訓練の実施について
4. 災害時情報共有システム訓練計画について

1. 高知県社会福祉施設防災対策指針について 防災対策マニュアルの活用

1. 高知県社会福祉施設防災対策指針について

○防災計画と自然災害BCPの違い

計画	防災計画 災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に 業務を継続する
	消防計画	避難確保計画	非常災害対策計画	
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減 			<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点がある地域で発生することが想定される災害 			<ul style="list-style-type: none"> ・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
根拠	消防法	水防法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律 津波防災地域づくりに関する法律	厚生労働省令 人員、設備及び運営に関する基準等	厚生労働省令 人員、設備及び運営に関する基準等

出典：厚生労働省老健局 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

※ **非常災害対策計画＝防災対策マニュアル**（防災対策マニュアルの策定、防災対策マニュアルの概要を見やすい場所に掲示）

- ・高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例第4条
- ・高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条

1. 高知県社会福祉施設防災対策指針について

○防災計画と自然災害BCPの違い

計画	防災計画 災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に 業務を継続する
	消防計画	避難確保計画	非常災害対策計画	
対象施設等	多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)	入所・通所系事業所、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	介護事業所等
対象の災害	火災	風水害、土砂災害	想定される全ての災害	自然災害、感染症
義務	消防計画の作成、所轄消防長への提出。 消火、通報、避難の訓練の実施・報告	避難確保計画の作成、市町村への提出。 避難訓練の実施・報告。	非常災害対策計画の作成。 避難訓練の実施。	業務継続計画の作成。 研修・訓練(シミュレーション)の実施。研修・訓練は、入所:年2回以上、通所、訪問:年1回以上(感染症も含む)。

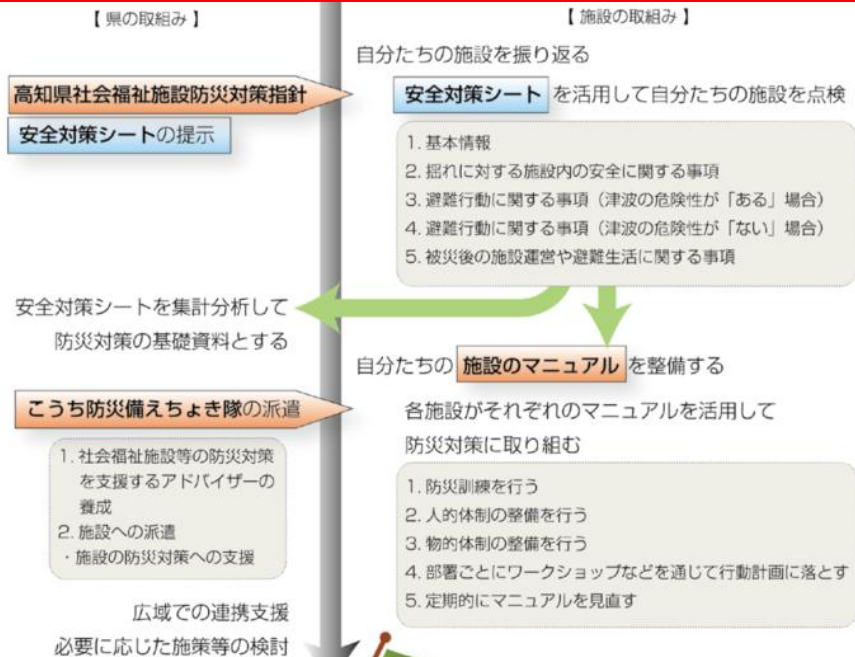
○協力医療機関との連携体制の構築について

令和6年度介護報酬改定において、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に届出しなければならないこととなっています。

1. 高知県社会福祉施設防災対策指針について

『高知県社会福祉施設防災対策指針』

- ・ 社会福祉施設で取り組むべき防災対策をまとめたもの
- ・ 「安全対策シート」を用いて防災活動の現状を把握し、「防災対策マニュアル」の作成や見直しを進める
- ・ 地震防災訓練は、職員が避難行動を体で覚えられるように、2ヶ月から4ヶ月に1回実施

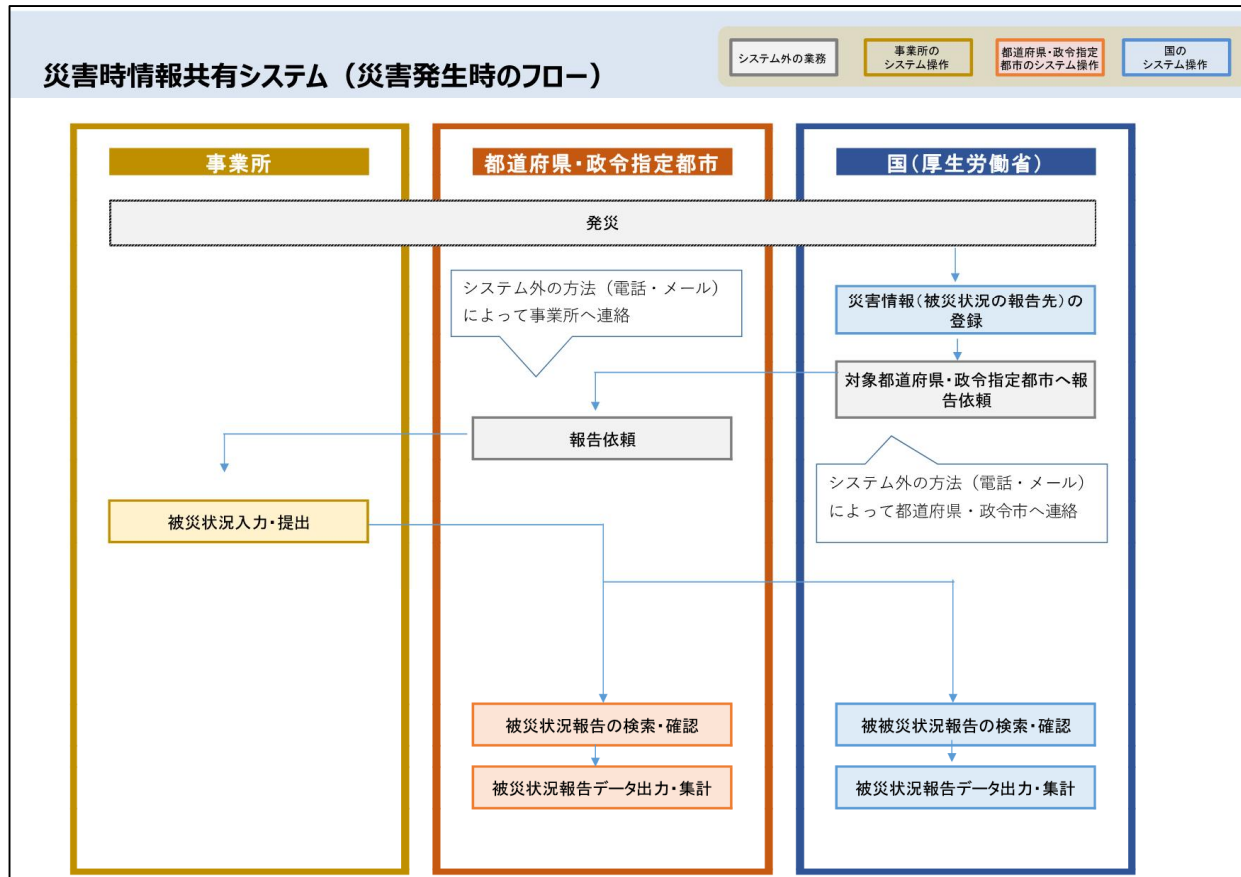


安全対策シート

No	内容	回答シート
1	基本情報	シート「1」 (P.1～P.5)
1-1.	施設の立地	
1-2.	地震・津波の被害想定	
1-3.	液状化の危険性	
1-4.	土砂災害の危険性	
1-5.	洪水の危険性	
1-6.	孤立の危険性	
1-7.	周辺環境	
1-8.	施設の情報	
1-9.	施設利用者・職員の状況	
1-10.	被災履歴	
2	揺れに対する施設内の安全に関する事項	シート「2」 (P.6～P.14)
2-1.	建物の耐震性	
2-2.	室内の安全性	
2-3.	屋外への退避	
2-4.	物的体制(救助用資機材、救急用品、避難器具等)	
2-5.	人的体制	
2-6.	訓練の状況	
3	避難行動に関する事項（津波の危険性が「ある」場合）	シート「3」 (P.15～P.22)
3-1.	避難場所	
3-2.	避難場所への移動経路	
3-3.	避難に要する時間	
3-4.	物的体制(通信機器、避難用具等)	
3-5.	人的体制	
3-6.	訓練の状況	
4	避難行動に関する事項（津波の危険性が「ない」場合）	シート「4」 (P.23～P.30)
4-1.	避難場所	
4-2.	避難場所への移動経路	
4-3.	避難に要する時間	
4-4.	物的体制(通信機器、避難用具等)	
4-5.	人的体制	
4-6.	訓練の状況	
5	被災後の施設運営や避難生活に関する事項	シート「5」 (P.31～P.42)
5-1.	二次災害に対する備え	
5-2.	設備の状況(ライフライン)	
5-3.	物的体制(食糧、水、衛生用品等)	
5-4.	情報連絡体制	
5-5.	職員の確保	
5-6.	利用者の生活場所の確保・移送	
5-7.	地域連携	
5-8.	事業継続	

2. 災害時情報共有システムについて

災害時情報共有システムについて



①災害時における被災状況等の把握については、介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるのが重要

②被災するような状況が発生した場合は、厚生労働省が運営する介護サービス情報公表システムの災害時情報共有機能（災害時情報共有システム）により、被災状況を報告

③「防災対策マニュアル」に、災害時情報共有システムによる被災状況の報告について記載をお願いします。

災害時情報共有システムについて

○介護施設等における被害状況の報告

県から連絡を受けた後、介護施設等は被害状況をシステム上で報告します。

- (1) 災害時情報共有システム（介護サービス情報公表システム）にログインする。
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/39/>
- (2) 「被災状況の報告から」被災状況を入力し、「報告する」をクリックする。

【システムログイン方法】

施設種別	ID及びパスワード
介護サービス情報公表システムにおける報告対象の事業所（特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）を除く。）	情報公表システムのID及びパスワード
上記以外の事業所	県から発行を受けた情報公表システムのID及びパスワード（※）

(※) ID・パスワードの申請がお済みでない場合は、高知県電子申請サービスのURL又はQRコードから必要な情報の申請を行っていただくようお願いします。

【ID・パスワードの申請手続きについて】

高知県長寿社会課の申請ページURL及びQRコード

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8146

手続き名：【介護事業所等対象】 平時・緊急時連絡先の登録について

- ・有料老人ホームとサービス付き高齢者向け高齢者の両方に該当する場合には有料老人ホームとして申請をお願いします。また、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）に該当する場合には、そちらの種別を選択してください。

・今後、システムに登録されたメールアドレスを活用し県からの周知や照会等を行う予定
・確実に確認していただけるメールアドレスの登録をお願いします



2. 災害時情報共有システムについて

災害時情報共有システム 被災状況報告項目①

人的被害の状況		選択式	(01)人的被害なし (02)人的被害あり	必須入力
		入力式	(02-1)負傷者 ●●人 (02-1-2)重傷者(医療機関への搬送又は受診が必要)●●人 (02-3)軽傷者(医療機関への搬送又は受診が不要)●●人	任意入力
			(02-2)死亡者 ●●人	
(02-3)行方不明者 ●●人				
建物被害の状況	被害の規模	選択式	(01)被害なし (02)軽微な被害あり(推定被害80万円未満) (03)重大な被害あり(推定被害80万円以上)	必須入力
	被害の内容	選択式	(01)建物損壊 (01-1)全壊 (01-2)大規模半壊 (01-3)半壊 (01-4)一部損壊 (01-5)未定 (02)浸水被害 (02-1)床上浸水 (02-2)床下浸水 (03)雨漏り被害 (04)その他 ※複数選択可	任意入力
		記述式	※建物被害の内容・建物被害があった場所等の詳細	任意入力
避難・開所の状況	入所施設	選択式	(01)避難の必要性なし (02)避難の必要性あり (02-1)避難先の確保が困難 (02-2)避難先を調整中	必須入力
			(02-3)避難中	任意入力
			(02-3-1)避難先施設の所在市町村 ※プルダウン選択式 (●●県 ●●市)	任意入力
			(02-3-2)避難先施設種別 (01)他施設 (02)避難所 (03)病院 (04)その他	任意入力
			(02-3-3)避難先施設の名称	任意入力
	記述式	(03)避難の状況の詳細	任意入力	
	入所施設以外	選択式	(01)支障なし(開所) (02)支障あり(開所中) (02-1)代替受入先なし・代替受入先調整中 (02-2)代替受入先あり (02-2-1)代替受入先施設の所在市町村 ※プルダウン選択式 (●●県 ●●市)	必須入力※
(02-2-2)代替受入先施設の名称			任意入力	
記述式			(03)開所の状況の詳細	任意入力
選択式			(01)介護職員 (02)その他の職種(※看護師等) (03)ボランティア ※複数選択可	任意入力
記述式			※必要な人数・状況等の詳細	任意入力

2. 災害時情報共有システムについて

災害時情報共有システム 被災状況報告項目②

ライフライン等の状況 及び必要な支援の状況	電気の状況	選択式	(01) 停電なし	必須入力	
			(02) 停電あり		
			(02-1) 非常用自家発電なし		任意入力
			(02-2) 非常用自家発電あり		
			(02-2-1) 燃料が十分ある、もしくは定期的に補充可能		任意入力
			(02-2-2) 燃料が2～3日分しかなく、その後については燃料確保の見通しなし		
	(02-2-3) 今日の確保にも支障がある				
	電源車の支援	選択式	(01) 支援を要請（高圧） (02) 支援を要請（低圧） (03) 支援を要請（電圧不明） (04) 支援不要	任意入力	
			(01-1) 支援到着 (01-2) 支援未到着	任意入力	
			(02-1) 支援到着 (02-2) 支援未到着	任意入力	
	水道の状況	選択式	(01) 断水なし	必須入力	
			(02) 断水あり		
		選択式	(02-1) 応急給水可能な受水槽・井戸設備なし	任意入力	
			(02-2) 応急給水可能な受水槽・井戸設備あり		
		選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能	任意入力	
			(02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし		
選択式		(03) 本日分の確保にも支障がある	任意入力		
		(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能			
選択式		(02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし	任意入力		
		(03) 本日分の確保にも支障がある			
選択式	(01) 使用可能	任意入力			
	(02) 使用不可				
選択式	(02-1) 応急対応可能な代替設備なし	任意入力			
	(02-2) 応急対応可能な代替設備あり				
選択式	(01) 支援を要請 (02) 支援不要	任意入力			
	(01-1) 支援到着 (01-2) 支援未到着				
ガスの状況	選択式	(01) 供給あり	必須入力		
		(02) 供給なし			
		(02-1) 応急可能な代替設備なし		任意入力	
(02-2) 応急可能な代替設備あり					
冷暖房の状況	選択式	(01) 使用可能	必須入力		
		(02) 使用不可			

2. 災害時情報共有システムについて

災害時情報共有システム 被災状況報告項目③

物資の状況	支援が必要な物資	選択式	(01) 食料 (02) 飲料水 (03) 薬 (04) おむつ (05) 衣服 (06) 毛布 (07) マスク (08) 消毒液 (09) その他 ※複数選択可	任意入力
		記述式	※支援が必要な物資の内容・数量等の詳細	任意入力
	食料の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能	任意入力
			(02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし	
			(03) 本日分の確保にも支障がある	
	燃料（灯油・ガソリン）の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能	任意入力
(02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし				
(03) 本日分の確保にも支障がある				
医療機器等の故障の状況	記述式	※医療機器等の故障の状況の詳細	任意入力	

3. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成 及び避難訓練の実施について

1 避難確保計画の作成や訓練の実施等について

- 洪水、土砂災害、津波の危険性がある区域に立地している要配慮者利用施設のうち、市町村の地域防災計画に位置づけられた施設は、避難確保計画の作成や訓練の実施等が法律で義務付けられています。
加えて、津波災害警戒区域内に立地する施設の管理者等は、津波に係る避難確保計画の公表が義務付けられています。
- また、施設の管理者等は、年1回以上避難訓練を実施し、市町村長に結果を報告する義務があります。

2 避難確保計画の策定方法

- 「避難確保計画」とは、水害(洪水、津波等)や土砂災害が発生の恐れがある施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、
 - ・防災体制
 - ・避難誘導
 - ・施設の整備
 - ・防災教育及び訓練の実施
 - ・そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項 等を定めた計画です。
- 計画の様式、記載例は、国土交通省ホームページに掲載されています。また、診療所や歯科医院等といった小規模施設で作成した計画の事例を添付しますので、参考にしてください。

3 訓練の実施方法

- 訓練は、時系列で分割(避難準備訓練～屋内・立ち退き避難)することができます。全ての訓練を一度に通して行う必要はありません。施設の課題と考える訓練を個別に選んで、実施することが可能です。
- また、施設の職員や利用者等で、ハザードマップを使用して、避難経路の確認等を実施することも該当(図上訓練)します。
- 訓練の流れが分からない場合は、「シナリオ簡易作成ツール」(関東地方整備局 編) を参考に、シナリオを作成し、訓練に取り組んでください。

4 訓練の報告

- 様式が不明の場合は、各市町村の担当課に確認の上、決められた様式により、提出してください。
- 決められた様式がない場合は、国土交通省の様式例を使用してください。

裏面には、様式等のリンク先を掲載しています。

【高知県庁 問い合わせ先】

- | | |
|----------------------|---|
| ○ 洪水
(水防法) | 土木部 河川課 計画担当
電話:088-823-9838 メール:170901@ken.pref.kochi.lg.jp |
| ○ 土砂災害
(土砂災害防止法) | 土木部 防災砂防課 土砂災害対策推進担当
電話:088-823-9847 メール:171501@ken.pref.kochi.lg.jp |
| ○ 津波
(津波防災地域づくり法) | 危機管理部 南海トラフ地震対策課 事前復興室
電話:088-823-9386 メール:010201@ken.pref.kochi.lg.jp |

避難確保計画、訓練の実施に関する様式、防災情報の入手方法

避難確保計画、避難訓練実施報告書の様式等

- ◆ 国土交通省HP(要配慮者利用施設の浸水対策)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

の「避難確保計画の作成・活用の手引き・様式等」を参照してください。

訓練シナリオ簡易作成ツール等(国土交通省 関東地方整備局「要配慮者利用施設の浸水対策」ウェブサイト)

- ◆ シナリオ簡易作成ツール

https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/river_bousai00000092.html

(参考)シナリオ以外の避難訓練ツールも以下に掲載されていますので、必要に応じて活用してください。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/index00000029.html>

各種区域の確認方法

- ◆ 洪水浸水想定区域 県河川課HP
- ◆ 土砂災害警戒区域 県防災砂防課HP
- ◆ 津波災害警戒区域 県南海トラフ地震対策課HP

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2019102100196/>

https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/html/readme_map.html

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022010900031/>

高知県防災アプリ

県ではスマートフォンなどで、災害時に必要な情報を一元的に確認できるように「高知県防災アプリ」を公開しています。

気象情報や県内各地点での雨量や水位、河川監視カメラなどの情報を見ることができます。

右のQRコードからインストールできます。



自分の命を守るために
家族や知人を守るために

高知県防災アプリ

開設中の避難所はどこ? 台風の進路は? 川の水位を見たい? 土砂災害の危険性はどれくらい? どんな気象警報避難情報? 雨量を知りたい?

高知県公式アプリ!

災害時に必要となる
防災情報を**プッシュ通知**でお知らせします

無料 インストールはこちら!

高知防災

高知県防災アプリとは?

プッシュ通知 自分の住んでいる市町村などの防災情報をプッシュ通知でお知らせ

気象情報 雨量情報 河川水位情報 警戒区域情報 避難所開放情報

通知設定 プッシュ通知される防災情報や市町村を選択可能

防災情報 リアルタイムの雨量や避難情報などを表示

防災マップ 洪水想定区域や土砂災害警戒区域など各種ハザードのほか、開設中の避難所などを表示

災害種別に合わせてハザードマップ 避難所の情報とルート検索

カメラ 河川カメラなどのリアルタイム画像を表示

アプリ上で閲覧可能 最新情報を表示 過去24時間表示可能(一部)

その他にも、災害時に使える
安否確認・連絡機能や平時から
防災知識について学べる学習
コンテンツなどを搭載しちゅうきね!
日頃から利用し、
いざというときに備えちゃよ!

高知県イメージキャラクター
くろしおくん

お問い合わせ窓口 高知県 危機管理課 危機管理・防災課
088-823-9320

令和 8 年 3 月 17 日

要配慮者利用施設の所有者又は管理者 様

高知県危機管理部長

高知県子ども・福祉政策部長

(公 印 省 略)

津波災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設における避難確保計画の
作成及び避難訓練の実施と取組状況の報告について（通知）

平素は、本県の南海トラフ地震対策の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚く
お礼申し上げます。

さて、津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)では、津波災害警戒
区域内に立地する要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画に位置付けられた施設
の所有者又は管理者は、「避難確保計画の作成と市町村長への報告、計画の公表」及び避
難確保計画に基づく「避難訓練の実施と市町村長への報告」が義務付けられています。

しかしながら、令和 7 年 3 月末時点の市町村からの報告によると、県全体で避難確保
計画の作成報告のあった施設は 69.7%、避難訓練の実施の報告のあった施設は 51.5%で
した。

要配慮者利用施設については、ひとたび大規模な災害が起こると、大変痛ましい被害
が発生するという事は、過去の災害で見られたところであり、本県においては、南海
トラフ地震の切迫度を踏まえ、一刻も早い対応が求められています。

つきましては、法律に従って、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、計
画が未作成のところは速やかに避難確保計画を作成のうえ市町村長に報告するとともに
公表し、また、毎年避難訓練を実施のうえ市町村長に報告していただきますようお願い
いたします。

なお、既に避難確保計画を作成済みで、避難訓練を実施されている施設におかれまし
ても、引き続き年 1 回以上の避難訓練を実施のうえ、市町村長へ報告していただきます
ようお願いいたします。

計画作成時や訓練実施時の報告先（市町村担当課）については、施設所在の市町村に
ご確認ください。

今後は、毎年度末までの各施設の取組状況について、県が市町村からの報告をとりま
とめ、次年度（7 月頃）に公表する予定としていますので、あらかじめご承知おきくだ
さい。

【問い合わせ先】

高知県 危機管理部 総合防災対策推進地域本部

安芸地域本部（室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、芸西村）

電話：0887-34-8520、メール：aki-kiki@ken.pref.kochi.lg.jp

中央東地域本部（南国市、香南市）

電話：088-863-2570、メール：chuouhigashi-kiki@ken.pref.kochi.lg.jp

中央西地域本部（土佐市）

電話：088-892-6580、メール：chuounishi-kiki@ken.pref.kochi.lg.jp

須崎地域本部（須崎市、中土佐町、四万十町）

電話：0889-42-0510、メール：susaki-kiki@ken.pref.kochi.lg.jp

幡多地域本部（宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、黒潮町）

電話：0880-34-2670、メール：hata-kiki@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課 事前復興室（高知市）

電話：088-823-9386、メール：010201@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県 子ども・福祉政策部 地域福祉政策課

電話：088-823-9089、メール：060101@ken.pref.kochi.lg.jp

津波防災地域づくりに関する法律（抜粋）

（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）

第五十四条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 ～ 三（略）

四 警戒区域内に、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。第七十一条第一項第一号において同じ。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

五（略）

2（略）

（避難確保計画の作成等）

第七十一条 次に掲げる施設であつて、第五十四条第一項（第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

一 ～ 二（略）

2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

3 ～ 5（略）

4. 災害時情報共有システム訓練計画について

事務連絡
令和8年2月12日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等所管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和8年度における災害時情報共有システム訓練計画について

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設の被災状況等を把握する「災害時情報共有システム」については、令和5年度から令和7年度までの3か年で訓練を実施しました。

一方、災害発生時において被災状況を迅速に把握するためには、当該システムの操作に習熟し、弊省と自治体間、自治体と施設・事業所間で緊密な連携が取れていることが非常に重要であり、平時において災害を想定した訓練を実施することにより、システム運用上の課題を把握し改善していくことが、災害時情報共有システムの円滑な運用、ひいては被災施設への迅速かつ適切な支援に繋がるものと捉えており、今後も継続的に訓練を行っていく必要があると考えております。

令和8年度においては、別紙のとおり全市町村に参加いただき、また、施設・事業所において確実に参加いただきたいという考えから、各日程を2日間とすることとしておりますので、各施設所管部署、該当市区町村及び管内施設・事業所へ周知をお願いいたします。

なお、令和8年度より、保護施設等災害時情報共有システムが導入され、保護施設（救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設）、日常生活支援住居施設、社会事業授産施設及び無料低額宿泊所について、当該システムによる被害報告が可能となります。そのため、これら施設についても訓練の対象となりますので、当該施設及び施設所管部署等に対しても訓練に参加いただくよう周知をお願いいたします。

また、訓練実施予定日や対象市区町村の変更等のご相談につきましては可能な限り対応いたしますので、事前にご連絡をお願いいたします。加えて、災害対応等の事情により日程通り訓練を実施することが難しい場合、訓練の延期や中止について検討いたしますので、事前にご連絡をお願いいたします。

訓練の流れにつきましては、訓練予定日の1か月ほど前に事務連絡にてお知らせいたしますので、各施設所管部署、管内自治体及び管内施設・事業所への周知、連絡及び協力依頼等、調整方よろしくをお願いいたします。

令和 8 年度 災害時情報共有システム訓練計画

- 訓練期間：各 2 日間（訓練開始日の10：00から訓練終了日17：00まで。）
- 訓練対象：全市町村（社会福祉施設等がない市町村は除く。）
- 訓練中に災害が発生した場合、訓練を中止

日程		対象都道府県					
令和 8 年	5 月 11 日（月）～5 月 12 日（火）	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
令和 8 年	5 月 13 日（水）～5 月 14 日（木）	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県
令和 8 年	5 月 18 日（月）～5 月 19 日（火）	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	
令和 8 年	5 月 20 日（水）～5 月 21 日（木）	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	
令和 8 年	5 月 25 日（月）～5 月 26 日（火）	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	
令和 8 年	5 月 27 日（水）～5 月 28 日（木）	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	
令和 8 年	6 月 1 日（月）～6 月 2 日（火）	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	
令和 8 年	6 月 3 日（水）～6 月 4 日（木）	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	
令和 8 年	6 月 8 日（月）～6 月 9 日（火）	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	